平成２２年（フ）第２０４号
山形県天童市中里２丁目３番５号
債務者　松岡商会こと　松岡　忠之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
山形市南四番町６番４号庄栄荘103号
債務者　稲毛久美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３０号
山形市桧町４丁目１番16号
債務者　美幸デザインこと　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３８号
山形県上山市高松字和合181番地
債務者　齋藤　忠助
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
山形市中桜田３丁目６番17号
債務者　新関　幸則
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４２号
山形市大字中野342番地
債務者　伊藤千枝子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
山形市印役町４丁目１番31号　長谷川コーポラスＡ―103号、前住所山形市大野目１丁目４番50号
債務者　矢口　真美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
山形県天童市久野本２丁目８番25号矢萩住宅１号、前住所山形市大字大森990番地24
債務者　島津由美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
岐阜県大垣市禾森１丁目27番地
債務者　長野シルバナこと　ナガノ　シルバナ　ローザ　ダ　コスタ
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６３４号
愛知県大府市柊山町７丁目44番地　クロノス長久Ａ・Ａ101号
債務者　髙橋　秀年
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３５号
愛知県大府市柊山町７丁目44番地　クロノス長久Ａ・Ａ101号
債務者　髙橋　千春（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１７号
愛知県あま市富塚地蔵堂70番地
債務者　櫻井江里子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８８１号
名古屋市港区稲永２丁目４番１―711号港南荘
債務者　古川　靖子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２号
山形県東置賜郡川西町大字玉庭5862番地
債務者　小野　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０６号
山形県米沢市窪田町東江股543番地
債務者　渡部　知里
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１１４号
山形県東置賜郡高畠町大字深沼2328番地の１
債務者　中津川京子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５００号
埼玉県桶川市坂田東１丁目19番地の10、申立時の住所埼玉県久喜市菖蒲町下栢間476番地９
債務者　中村　真子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係